

名古屋市上下水道局管理規程第6号

名古屋市上下水道局分課規程（令和6年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

第24条第6号中「水源開発施設」を「水源施設」に改め、同条第7号中「水源地域調整」を「水源施設調整」に改める。

第32条第3号中「設計業務」の次に「（下水部門を除く。）」を加える。

第33条に次の2号を加える。

- (4) 設計業務（下水部門に限る。）の効率化推進における企画調整に関する
こと。
- (5) 管路センター（下水部門に限る。）の施工管理に係る企画調整に関する
こと。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
（名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正）
- 2 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

別表経営本部企画経理部連携推進課の項を削り、同表中

「

経営本部営業部給排水設備課（量水器）	経営本部営業部給排水設備課（量水器）	課長補佐（量水器管理体制の整備担当）
--------------------	--------------------	--------------------

を

「

経営本部営業部給排 水設備課（量水器）		
------------------------	--	--

に改める。

」